

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB組合に雇用され、同組合C支所（以下「事業場」という。）において、植林、下刈り、伐木、木材生産及び除虫作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から平成〇年〇月末まで、チェーンソー及び刈払機による森林での作業に従事したため、手や腕、肩などに痛みが発生し、マッサージや湿布などで対処していたが、身体各所に痛みが現れ、首が動かなくなり、頭にコブができ、頭痛、手足のしびれ、身体の麻痺、歩行障害等もでてきたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「末梢神経障害性疼痛、頸肩腕症候」等と診断され、その後、同月〇日、E医院に転医し「末梢神経障害性疼痛」等と診断され、同年〇月〇日、F病院に転医し「線維筋痛症、関節リウマチの疑い」等と、さらに同年〇月〇日、Gクリニックに転医し、「頸肩腕症候群、腰痛症、線維筋痛症、振動障害の疑い」等と診断された。

請求人は、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、林業作業で使用した振動工具の影響の結果、頸肩腕症候群、腰痛症、線維筋痛症（以下「本件傷病」という。）と診断されたので、これらを労災と認めて欲しい旨主張する。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、以前からの肩痛、頭痛、背部痛、腰痛、胸痛等を訴え通院していたD病院に受診し、頸肩腕症候群、末梢神経障害性疼痛と診断されたが、これに先立つ平成〇年〇月〇日、肩と胸に強い疼痛を訴えE病院を受診していることから、当審査会としては、これらの症状の発症日は、E病院を受診した平成〇年〇月〇日とするのが妥当であると判断し、それぞれの疾病の業務起因性について検討する。

### (3) 頸肩腕症候群について

ア 頸肩腕症候群を含む上肢等に過度に負担のかかる業務による疾病の業務起因性については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「上肢等の認定基準」という。）を策定しており、当審査会とし

てもこれを妥当なものと考え、上肢等の認定基準に照らし、以下検討する。

イ 請求人は、平成○年○月、事業場に採用されて以来、平成○年○月○日まで、刈払機やチェーンソーを用いて林業作業を行っており、決定書理由に説示するとおり、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事したものと認められるが、発症前3か月における請求人の作業は、下刈り及び枝打ち作業を主として同僚労働者と一斉に行っていたものであり、請求人が主張するように使用する道具により若干の差は考えられるものの、同僚労働者と業務量が大きく異なるものではなく、また、それ以前に比べ業務量が大きく増加したとの事情も認められないことから、決定書理由に説示するとおり、請求人は、過重な業務に従事していたとは認められない。

ウ したがって、本件頸肩腕症候群は、業務上の事由によるものとは認められない。

#### (4) 腰痛について

ア 業務による腰痛については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「腰痛の認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものとするので、以下、腰痛の認定基準に照らし検討する。

イ 請求人は、平成○年○月及び同年○月○日、松食い虫被害処理作業中辛い腰痛を訴えているが、災害性を示唆する申述はなく、腰痛の認定基準にいう災害性の原因による腰痛とは認められない。

ウ 災害性の原因によらない腰痛として請求人の作業を検討するも、請求人の作業は、伐倒木の移動など時として重量物を取扱う作業あるいは不自然な姿勢で行う作業があったものと考えられるが、それらの作業は継続的に行われていたものではなく、決定書理由に説示するとおり、腰痛の認定基準の「腰部に負担のかかる業務」には該当せず、また、業務により腰痛が発症したとする医学的所見も認められない。

エ したがって、本件腰痛は、業務上の事由によるものとは認められない。

#### (5) 線維筋痛症について

請求人を線維筋痛症と診断した根拠について、H医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、「画像上異常所見がない。採血上炎症反応がみられない。痛みを訴える部位に圧痛が著明などからです。」としており、I医

師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「筋筋膜性疼痛が広範囲に及んでいるので『線維筋痛症』という診断基準にも該当する。」としている。当審査会としても、請求人の診断結果及び主訴等を総合すると、H医師及びI医師の意見は妥当であり、請求人に発症した症状は、線維筋痛症によるものと判断するところ、線維筋痛症は、決定書理由に説示するとおり、原因不明の全身疼痛を主症状とするものであって、その発症機序が明らかにされているものではなく、請求人の業務により線維筋痛症を発症したと認めることはできない。

なお、請求人らは、線維筋痛症は難しい病気であり、鑑別診断をして欲しい旨主張するが、当審査会としては、さらなる診断の必要を認めない。

- (6) なお、請求人らは、写真42葉を提出し、手の平と指先が斑になり、力が余り入らない旨主張する。また、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本人の申立てと、本人持参のフォトによると、両側手・手指に（季節を問わず、多少の変化によってさえ）レイノー現象が生起する。振動障害であると考え。当院では振動障害の診断に必要な生理学的検査を行う能力がない。」と述べている。

確かに、振動業務に従事する労働者にレイノー現象の発現が確認された場合には、振動障害として行政実務上取り扱われるものであるが、振動業務以外の原因によるレイノー現象が強く疑われる場合には、当該扱いは適用されないこととされている。

この点、請求人は、線維筋痛症にり患していると考えられるところ、決定書理由に説示するとおり、レイノー現象は、線維筋痛症の身体症状の1つとして例示されている疾病であり、当審査会としても請求人に生じているレイノー現象は、線維筋痛症によるものと判断する。

また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断所見書において、「運動器障害なし、明らかな末梢循環・神経障害なし。振動障害には該当しないと思われる。」と記載して、振動障害の発症を否定している。

したがって、請求人は、振動障害を発症しているものとは認められないと判断する。

- (7) 以上みてきたとおり、請求人に発症した本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。